

文京区協働推進委員会設置要綱

25文区区第90号平成25年4月10日区長決定

(設置)

第1条 区と新たな公共の担い手との協働（以下「協働」という。）を組織横断的に推進するため、文京区協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (2) 文京区新たな公共の担い手専門家会議の提言に対する区の実行方針に基づき運用する新たな公共の担い手創出のための事業化支援スキーム（以下「スキーム」という。）に関すること。
- (3) その他協働の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、区民部長の職にある者をもって充て、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、区民部協働推進担当課長の職にある者をもって充て、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、文京区役所組織条例（昭和47年3月文京区条例第3号）第1条に規定する部の庶務担当の課長の職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(担い手創出プロジェクト支援本部)

第5条 スキームを円滑に運営するため、委員会の下に担い手創出プロジェクト支援本部（以下「本部」という。）を置く。

- 2 本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 事業構築支援の対象とするプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の募集、審査及び選考に関すること。
 - (2) 事業構築の主導的な役割を担うプロジェクトリーダーの選任に関すること。
 - (3) 地域課題を解決するためのアイデア抽出の場づくり及び事業構築支援の進捗管理に関すること。
 - (4) プロジェクトへの助言等に関すること。
 - (5) プロジェクトの支援内容等に関すること。
 - (6) その他スキーム運営に関し必要な事項
- 3 本部は、本部長及び本部員をもって構成する。
- 4 本部長は、区民部長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、区民部区民課長及び区民部協働推進担当課長並びに区長が委嘱する社会起業家及びNPOの育成等に関し高い識見を有する者とする。

6 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 本部長は、プロジェクトリーダー、プロジェクトに関係のある課長その他必要があると認めた者を本部に参加させることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び本部の庶務は、区民部区民課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(文京区協働推進検討会設置要綱の廃止)

2 文京区協働推進検討会設置要綱(24文企企第30号)は、廃止する。